

鳥取県プラスチック資源循環等支援事業 Q & A

| 項目 | 番号 | 質問 | 回答 |
|---------------------------|----|--|---|
| (1) 「脱プラスチックに係る研究・調査」 | | | |
| | ① | 設備投資は、補助対象となるのか。 | 単なる設備投資では補助対象となりません。当該設備の導入により製造された製品等が、脱プラスチックの取組にどう寄与するか説明できなければなりません。鳥取県プラスチック資源循環等支援事業実施要領の1(1)審査項目及び審査の観点を参考にしてください。 |
| | ② | 補助事業の採択について | 補助事業の採択については、申請者による事業提案プレゼンテーションを踏まえ、生活環境部長が選任する審査会委員が鳥取県プラスチック資源循環等支援事業実施要領に基づいて1社（団体）を選定します。 |
| (2) 「脱プラスチックの取組に係る調査」について | | | |
| | ① | 実績報告は、HPの様式にある3枚でよいか。 | 「脱プラスチックの取組に係る調査」に係る実績報告の様式は、鳥取県補助金等交付規則の様式第3号及び鳥取県プラスチック資源循環等支援事業補助金交付要綱の様式第4号、様式第5号の3種類となります。さらに、調査の結果をまとめた報告書、金額等の根拠資料（契約書、請求書及び領収書等）の写しを添付して提出していただきます。 |
| | ② | 発表等も必要か。 | 調査結果については、県HPへの掲載や県が作成する資料への活用を想定しています。今のところ、発表等を行う機会の提供は考えていませんが、そうした話があった際には、個別に相談させていただくことになります。 |
| | ③ | どのような経費が補助対象外経費となるか。アンケート調査を考えているが、アンケートの際に配布するサービス券や、アンケート作成等のための人件費は、対象外か。その他、対象外経費の例を教えてください。 | 別表（第4条関係）に記載している(3)その他経費で上記以外で調査に必要と認められる経費とは、それがなければ調査を実施することができないと想定されるものを指します。例えば、アンケート調査を実施にあたり必要とする調査員の人件費等を想定しています。アンケートの際に配布するサービス券は、アンケート調査により協力していただくためのツールだと思いますが、必ずしも必要なものとはありませんので、補助対象外となります。アンケート作成に当たっては、他の業者に依頼する場合は委託費となりますが、作成のために必要なアルバイトであれば報酬または賃金として挙げていただくことになります。ただし、アンケート作成以外の業務を行わせることはできません。 |
| | ④ | 調査員（コスト見積もり、現地ヒアリング）の報酬は補助対象経費となるか。 | 当該調査のために雇用する調査員（アルバイト等）の報酬は、補助対象経費となります。（(3)その他経費の上記以外で調査に必要と認められる経費に該当）ただし、調査員が調査以外の業務を行う場合は、調査に係る業務を行った時間×単価などの積算により、調査に係る経費を算出していただく必要があります。 |